

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表（負担割合1割）

2021(R3)年8月1日現在

要介護度	介護保険サービス費（単位：円/日）									居住費・食費（単位：円/日）				1月(30日)当たりの自己負担額合計の目安	
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ2・Ⅱ2	夜勤職員配置加算Ⅳ2	個別機能訓練加算Ⅰ		サービス合計	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金(30日)	介護保険負担限度額段階	居住費	食費		利用料金(30日)
1	652	46	12	21	12		743	62	21	24,780	1	820	300	33,600	58,380 円
											2	820	390	36,300	61,080 円
											3①	1,310	650	58,800	83,580 円
											3②	1,310	1,360	80,100	104,880 円
											4	2,006	1,445	103,530	128,310 円
2	720	46	12	21	12		811	68	22	27,030	1	820	300	33,600	60,630 円
											2	820	390	36,300	63,330 円
											3①	1,310	650	58,800	85,830 円
											3②	1,310	1,360	80,100	107,130 円
											4	2,006	1,445	103,530	130,560 円
3	793	46	12	21	12		884	74	24	29,460	1	820	300	33,600	63,060 円
											2	820	390	36,300	65,760 円
											3①	1,310	650	58,800	88,260 円
											3②	1,310	1,360	80,100	109,560 円
											4	2,006	1,445	103,530	132,990 円
4	862	46	12	21	12		953	80	26	31,770	1	820	300	33,600	65,370 円
											2	820	390	36,300	68,070 円
											3①	1,310	650	58,800	90,570 円
											3②	1,310	1,360	80,100	111,870 円
											4	2,006	1,445	103,530	135,300 円
5	929	46	12	21	12		1,020	85	28	33,990	1	820	300	33,600	67,590 円
											2	820	390	36,300	70,290 円
											3①	1,310	650	58,800	92,790 円
											3②	1,310	1,360	80,100	114,090 円
											4	2,006	1,445	103,530	137,520 円

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入院・外泊時には所定のサービス費に代えて246円/日(1月に6日を限度)を算定します。
- ・初期加算(30円/日・30日限度) ・退所時相談援助加算(400～500円/1回)
- ・在宅復帰支援機能加算(10円/日) ・口腔衛生管理加算(90円/月)
- ・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月1回)
- ・看取り介護加算(144円/日・死亡日以前4日以上30日以下=780円/日・死亡の前日及び前々日=1580円/日・死亡日)
- ・配置医師緊急時対応加算(650円又は1300円/回)
- ・排せつ支援加算(100円/月) ・褥瘡マネジメント加算(10円/月)

【日常生活に要する費用】

- ・日常生活費保管管理料=1,000円/月 ・理・美容料=1,200円/回 ・個室電気料=30円/日
- ・外出、行事、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固有の器具・食事等=実費

【介護保険負担限度額認定制度】

課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されます。市町への申請により1～3段階に認定されると居住費・食費の軽減措置が受けられます。(4段階は非該当)

【高額介護サービス費制度】

課税状況や年金収入・資産の状況に応じて5段階に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により後日還付されます。

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表（負担割合2割）

2021（R3）年8月1日現在

要介護度	介護保険サービス費（単位：円/日）									居住費・食費（単位：円/日）				1月（30日）当たりの自己負担額合計の目安
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ2・Ⅱ2	夜勤職員配置加算Ⅳ2	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス合計	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金（30日）	介護保険負担限度額認定	居住費	食費	利用料金（30日）	
1	1,304	92	24	42	24	1,486	124	41	49,530	非該当	2,006	1,445	103,530	153,060 円
2	1,440	92	24	42	24	1,622	135	44	54,030	非該当	2,006	1,445	103,530	157,560 円
3	1,586	92	24	42	24	1,768	147	48	58,890	非該当	2,006	1,445	103,530	162,420 円
4	1,724	92	24	42	24	1,906	159	52	63,510	非該当	2,006	1,445	103,530	167,040 円
5	1,858	92	24	42	24	2,040	170	56	67,980	非該当	2,006	1,445	103,530	171,510 円

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入院・外泊時には所定のサービス費に代えて246円/日（1月に6日を限度）を算定します。
- ・初期加算（30円/日・30日限度） ・退所時相談援助加算（400～500円/1回）
- ・在宅復帰支援機能加算（10円/日） ・口腔衛生管理加算（90円/月）
- ・個別機能訓練加算Ⅱ（20円/月1回）
- ・看取り介護加算（144円/日・死亡日以前4日以上30日以下=780円/日・死亡の前日及び前々日=1580円/日・死亡日）
- ・配置医師緊急時対応加算（650円又は1300円/回）
- ・排せつ支援加算（100円/月） ・褥瘡マネジメント加算（10円/月）

【日常生活に要する費用】

- ・日常生活費保管管理料=1,000円/月 ・理・美容料=1,200円/回 ・個室電気料=30円/日
- ・外出、行事、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固有の器具・食事等=実費

【高額介護サービス費制度】

課税状況や年金収入・資産の状況に応じて5段階に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により後日還付されます。

特別養護老人ホーム愛の園 利用料金表（負担割合3割）

2021（R3）年8月1日現在

要介護度	介護保険サービス費（単位：円/日）									居住費・食費（単位：円/日）				1月（30日）当たりの自己負担額合計の目安
	基本サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ2・Ⅱ2	夜勤職員配置加算Ⅳ2	個別機能訓練加算Ⅰ	サービス合計	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	利用料金（30日）	介護保険負担限度額認定	居住費	食費	利用料金（30日）	
1	1,956	138	36	63	36	2,229	186	61	74,340	非該当	2,006	1,445	103,530	177,870 円
2	2,160	138	36	63	36	2,433	202	66	81,090	非該当	2,006	1,445	103,530	184,620 円
3	2,379	138	36	63	36	2,652	221	72	88,380	非該当	2,006	1,445	103,530	191,910 円
4	2,586	138	36	63	36	2,859	238	78	95,310	非該当	2,006	1,445	103,530	198,840 円
5	2,787	138	36	63	36	3,060	254	83	101,970	非該当	2,006	1,445	103,530	205,500 円

【状況や体制に応じて加算されるサービス費等】

- ・入院・外泊時には所定のサービス費に代えて246円/日（1月に6日を限度）を算定します。
- ・初期加算（30円/日・30日限度） ・退所時相談援助加算（400～500円/1回）
- ・在宅復帰支援機能加算（10円/日） ・口腔衛生管理加算（90円/月）
- ・個別機能訓練加算Ⅱ（20円/月1回）
- ・看取り介護加算（144円/日・死亡日以前4日以上30日以下=780円/日・死亡の前日及び前々日=1580円/日・死亡日）
- ・配置医師緊急時対応加算（650円又は1300円/回）
- ・排せつ支援加算（100円/月） ・褥瘡マネジメント加算（10円/月）

【日常生活に要する費用】

- ・日常生活費保管管理料=1,000円/月 ・理・美容料=1,200円/回 ・個室電気料=30円/日
- ・外出、行事、サークル等参加費、衣料品、嗜好品、固有の器具・食事等=実費

【高額介護サービス費制度】

課税状況や年金収入・資産の状況に応じて5段階に区分されます。介護保険費用が一定額を超えると申請により後日還付されます。